

利根町告示第38号

令和元年第2回利根町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和元年12月13日

利根町長 佐々木 喜 章

1. 招集の日 令和元年12月25日
2. 招集の場所 利根町議会議場
3. 付議事件
(1) 議案第81号 令和元年度利根町一般会計補正予算(第6号)

令和元年第2回利根町議会臨時会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	12. 25	水	本 会 議	開会 提出議案説明・質疑・討論・採決 閉会	午前10時

令和元年第2回
利根町議会臨時会会議録

令和元年12月25日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	峯山典明君	7番	花嶋美清雄君
2番	山崎誠一郎君	8番	井原正光君
3番	片山啓君	9番	五十嵐辰雄君
4番	大越勇一君	10番	若泉昌寿君
5番	石井公一郎君	11番	新井邦弘君
6番	石山肖子君	12番	船川京子君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	海老澤勤君
総 務 課	長	飯塚良一君
企 画 課	長	川上叔春君
財 政 課	長	大越達也君
税 務 課	長	赤尾津政男君
住 民 課	長	桜井保夫君
福 祉 課	長	大塚達治君
子 育 て 支 援 課	長	花嶋みゆき君
保健福祉センター所長補佐		大津聖二君
環 境 対 策 課	長	大津善男君
保険年金課長兼国保診療所事務長		直江弘樹君
経済課長兼農業委員会事務局長		近藤一夫君
建 設 課	長	中村敏明君
都 市 整 備 課	長	飯田喜紀君
会 計 課	長	佐藤宏君
学 校 教 育 課	長	青木正道君
生 涯 学 習 課	長	久保田政美君

指 導 室 長 直 井 由 貴 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 大 越 克 典
書 記 荒 井 裕 二
書 記 野 田 あゆ美

1. 会議録署名議員

9 番 五十嵐 辰 雄 君
10 番 若 泉 昌 寿 君

1. 議事日程

議 事 日 程

令和元年12月25日（水曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の件
日程第3 議案第81号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第6号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の件
日程第3 議案第81号

午前10時00分開会

- 議長（船川京子君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。
定足数に達しておりますので、令和元年第2回利根町議会臨時会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
これより議事日程に入ります。

-
- 議長（船川京子君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、

9 番 五十嵐 辰 雄 議員

10番 若 泉 昌 寿 議員

を指名いたします。

○議長（船川京子君） 日程第2，会期の件を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は，本日1日にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め，そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 審議に入るに当たり，本臨時会に提出されました議案の総括説明を求めます。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 皆さんおはようございます。本日，ここに令和元年第2回利根町議会臨時会を招集しましたところ，議員各位には公私ともご多用のところご出席を賜りまことにありがとうございます。

今回の臨時会でございますが，令和元年度利根町一般会計補正予算（第6号）の提案でございます。ご提案いたしました議案の概要でございますが，歳入歳出それぞれ397万9,000円を追加し，総額を57億4,965万8,000円とするものでございます。詳細につきましては，後ほど担当課長から説明させたいと思えます。お手元の議案書等によりご審議の上，何とぞご適切なるご判断を賜りますよう，よろしくお願いを申し上げます。

○議長（船川京子君） 総括説明が終わりました。

○議長（船川京子君） 日程第3，議案第81号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

補足説明を求めます。

大越財政課長。

〔財政課長大越達也君登壇〕

○財政課長（大越達也君） それでは，議案第81号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第6号）について補足してご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

歳入でございますが，款17寄附金，目2総務費寄附金は200万円を増額するものでございます。これはふるさと納税のがんばる利根町応援寄附金でございます。12月補正予算後の予算現額500万円を超える寄附金が寄せられたために増額するものでございますが，12月13日から24日までに183万8,000円の寄附が寄せられまして，既に734万円となっております。

す。そのため、近日中に補正予算として計上いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

款18繰入金は、今回の補正予算の財源調整による繰り入れでございます。

続きまして、歳出でございますが、7ページをごらんください。

款2総務費、目3財政管理費は106万2,000円を増額するものでございます。これは、がんばる利根町応援寄附募集事業で、寄附の返礼品に80万円、手数料に26万2,000円を増額するものでございます。

款3民生費、目1社会福祉総務費は28万8,000円を増額するものでございます。これは社会福祉関係総務費で、身元が明らかではあるが引き取り人のいない死体にかかる消耗品に10万5,000円、手数料に13万3,000円、霊柩車使用料に5万円を増額するものでございます。

款4衛生費、目1清掃総務費は13万4,000円を増額するものでございます。これは、台風15号、19号及び21号により被災されました住宅等の災害ごみの運搬処理手数料でございます。

8ページをお開き願います。

款11諸支出金、目1がんばる利根町応援基金は200万円を増額するものでございます。これは、歳入でもご説明いたしました、がんばる利根町応援寄附金を積み立てるものでございます。

款13災害復旧費、目1災害復旧費は49万5,000円を増額するものでございます。これは台風により利根緑地に漂着した漂流物の回収及び仮置きするための業務委託でございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

石井議員。

○5番（石井公一郎君） それでは、8ページの款13災害復旧費、それで委託料で49万5,000円、これは今説明によると台風によって漂着物の仮置き場として利根緑地に置いてあるというようなことなのだけれども、ただ、ずっとここに置いておくだけで49万5,000円、これは運び出すのじゃなくて。そうすると、緑地というのはどこへお金払うのか、その辺詳しく説明してください。

○議長（船川京子君） 石井議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯田都市整備課長。

○都市整備課長（飯田喜紀君） 石井議員のご質問にお答えいたします。

こちらの委託なのですが、河川敷にあります利根緑地の中に台風によって流れてきた流木または枯れたヨシ等が今散乱しております。その散乱した物を処分するわけなのですが、こちら処分場のほうが、早くても来年6月以降にならないと処分場の受け入れができないということなので、一応、国交省と打ち合わせした中で、河川敷の町が占用していない、

以前、砂とり場、砂をとっていた場所があるわけなのですが、そちらのほうに、こちらのごみを仮に移設して置いておく委託になっております。以上です。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） そうすると、これは国交省のほうに49万5,000円を支払うわけですか。それともう一つ、今説明のあった来年、また、これを処分しますよと、これどこで処分するのだからその辺わかったら教えてください。

○議長（船川京子君） 飯田都市整備課長。

○都市整備課長（飯田喜紀君） ご質問にお答えいたします。

こちらに関しては、町が国交省から占用している敷地内に流れついた流木、ヨシ等でありまして、こちらのほうを、町が占用してない、先ほどお話した砂とり場のほうに置いておくわけなのですが、こちらのほうに関しましては、業者のほうに移設、仮置きのお金を払って対応していただくというような形の委託になりますので、業者のほうに払うお金が49万5,000円となっております。

そして、先ほど処理に関しましては、処理場のほうが来年6月以降にならないと早くても受け入れできないということなので、6月以降に処理場のほうが受け入れを開始した時点で、補正予算等で産廃と、また運搬に関しましてはのせて対応したいと考えております。以上です。

○議長（船川京子君） 井原正光議員。

○8番（井原正光君） 何点かお尋ねをいたします。この社会福祉総務関係なのですが、今、お聞きをいたしましたら、おひとり暮らしの方が亡くなられた、それに伴う霊柩車等の使用料というお話でございました。これは、何か町のほうでそういった基準は決まっているのでしょうか。おひとり暮らしの方は全てこういう形で町のほうで面倒見るというようなことなのでしょうか、その辺細かく説明してください。

それから、その下の清掃事業、台風による住所の住宅ごみだというようなことなのですけれども、これについても、もう少し細かく何軒あって、どういう被害が出て、それを処分するための手数料なのか、それからまた、どういう場合のみが町でこういうふうに予算を使って処分する、該当するのか、その辺をもっと詳しく説明をいただきたいと思えます。

それから、先ほど出ましたけれども、漂流物の件なのですが、環境対策課長、ごみ処理場いっぱいなんですか、向こうはもう既に満杯なんですか、その辺ちょっと状況をわかったら説明ください。

○議長（船川京子君） 井原議員の質疑に対する答弁を求めます。

大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） それでは、井原議員のご質問にお答えします。

ひとり暮らしという概念は全くございません。身元が明らかであるが、引き取り人がい

ない死体の埋葬ということで、こちらは消耗品、細かく説明させていただきますと、ここに書いてある消耗品は、棺代とか、骨つぼとか、納体袋、遺体を冷蔵保存するための袋、それが消耗品費でかかっています。あと役務費の手数料につきましては、死体の検案料、約10万円ぐらいかかります。あと、火葬場から運搬作業を含めますけれども、警察からの取引作業料ということで3万弱、あと、警察署から龍ヶ崎の市営斎場までの霊柩車使用料ということが一応5万円ということで、今回は28万8,000円ほど予算に対して経費出させていただきますけれども。これに見えないところで、火葬をするしかないということで、一応火葬料は流用で4万円ほど即支払っているという経緯がございます。

それで、今回の予算計上までの経緯、警察の死亡通知に基づきましてご説明させていただきますと思います。

最初、12月12日木曜日の11時半ごろに警察署の刑事第1課から一報が入りました。それで11月27日の午後1時半ごろに、若草大橋の料金所の南方約400メートル先、若草大橋有料道路の横桁内で、住所不定の男性の遺体が発見されたという一報が入りました。それで町のほうで遺体の埋葬をお願いしますという内容でございます。その後、警察署から、12月16日付で死亡通知がございまして、発見当時の状況について、細かく書かれた内容でございます。

また、身元については、その後、亡くなった方から採取した足の爪からDNA型を特定し、所持品、通帳とかありまして、その所持品からも推定者として浮上していたもののDNA型と照合したということで、合致したということで、一応死者の特定には至ったということでございます。遺族と引き渡しができない理由としましては、遺族等への引き渡しは依頼するものの死者の実兄に引き取りを拒否されまして、そのほかの家族の特定に至らなかったため、これは幾つか法律あるのですが、法律の規定によりまして、町に対して死体及び所持品の引き渡しの依頼があったものということでございます。

ということで、法律的には、警察からの市町村長への引き渡しの法律とあるのですが、それとか町のほうでは墓地埋葬法で死体の埋葬、または火葬を行う者がいないときは、また判明しないときは、死亡地の市町村長がこれを行わなければいけないという法律がございます。それに基づきまして、最低限の経費でとりあえずやらせていただくという予算でございます。後々、戸籍を打っていきまして、その方に、当然遺骨とか、あと金品を確定した場合、受け渡しまして、そのかわり町が一旦立てかえるということになっていますので、そちらのほうで徴収していきたいと思っております。なおかつ拒否された場合は、県のほうで申請することによりまして、県からお金が入るということで、恐らく、過年度雑入になるかと思うのですが、入金のを予定しているという流れで、ひとり暮らしの概念ではございませんので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（船川京子君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） それでは、井原議員の質疑にお答えいたします。

この13万4,000円の補正でございますが、このことに関しましては、12月の定例会の中で、石山議員の質疑のときにもお答えしましたが、15号に関しましては、補正予算の議案書作成後にその請求がございました。19号、20号に関しましては廃棄物の運び出しが12月定例議会中ではございましたので、その合計費用が今現在確定しましたので、今回その費用を増額補正したものでございます。

細かい内容ということでございますので、まず、15号に関しましては、開設期間が9月12日から9月30日、業者の運び出しが10月9日、それで、請求書受領が11月11日、支払いが11月22日となっております。

搬入された件数が15件ございました。19号、20号に関しましては、開設期間が10月16日から11月8日まで、業者の運び出しが11月21日、12月2日、12月3日となっております。両方合わせまして、廃棄物の重量が3,780キログラムでございます。開設した場所が、シャープのメガソーラー、その西側の空き地をお借りしまして、そこで仮置き場を設置いたしました。

対象となるものということでございますが、一応、台風があったときに、税務課のほうで被害調査というものをやっているわけなのですが、そのときに、15号に関しては60軒あったということですので、また、19号、20号に関しては11軒、税務課調査であったということですので、環境対策のほうには、直接ごみはどうするんだというお話はありませんでしたが、そういう税務課のほうで調査があつて被害があったということですので、災害ごみの仮置き場として設置しまして、その後、業者に任せまして処理したという流れとなっております。

最後に、ごみ処理場がいっぱいかどうかというところの話ですが、それは龍ヶ崎地方塵芥処理組合のお話ではないので、それは都市整備課長のほうから説明させていただきたいと思えます。以上です。

○議長（船川京子君） 飯田都市整備課長。

○都市整備課長（飯田喜紀君） 井原議員のご質疑にお答えいたします。

処理場のほうの件なのですが、民間が行っています処理場、県南地区数カ所あるわけなのですが、そちらのほうで、先ほどお話しましたヨシの枯れたものとか今回の流れたものに関しましては、6月以降にならないと受け入れできないと、ごみの種類もいろいろあるのですが、今回流れたものに関しましては、早くても来年6月以降にならないと受け入れできないという回答をいただいておりますので、今回はこういう形になっております。以上です。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 大体わかりました。それで、家屋の被害なのですけれども、これはどうなのですか、税務課長、この11軒の家屋は減免対象までいつているのですか、それだけ聞いて終わりにします。

○議長（船川京子君） 赤尾津税務課長。

○税務課長（赤尾津政男君） それでは、井原議員のご質問にお答えします。

今回の利根町の被害なのですが、一部損壊で、たしか15%以上の被害がないと、国からの助成金とかは受けられないということで、今回の台風三つきたのですけれども、それでは助成とか減免とか該当になった方はございませんでした。以上です。

○議長（船川京子君） ほかに。

峯山議員。

○1番（峯山典明君） 1番峯山典明です。二つ質問をさせていただきます。

まず一つ目が7ページの4番、衛生費の清掃事業についてです。こちらの清掃事業なのですけれども、ごみの量などは今後またふえる可能性はあるのか、それとも、この量、こちらの今回のこの金額で全く問題ない金額なのか、お尋ねします。

二つ目が8ページ、災害復旧費の委託料についてですけれども、来年度6月にまた新たに補正予算を組まれるということですが、大体金額どのぐらいかわかるようでしたら教えてください。

○議長（船川京子君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） この13万4,000円で問題ないかというご質問ですが、これは、実際、持って行って処分してお金ですので、これも問題ないかなと思います。その後は出ないのかということですが、この後出ないと思います。

○議長（船川京子君） 飯田都市整備課長。

○都市整備課長（飯田喜紀君） 峯山議員のご質疑にお答えいたします。

6月の議会ということではなくて、処理場が受け入れができるのが、早くても6月以降になるということなので、現段階で、6月になったら受け入れをしていただけるかどうかわかっておりません。受け入れができるように処理場がなった時点で、今回、仮置きしますので、どのぐらいの量が出るかというのがわかりますので、大体の量が出てきますので、どのぐらいの費用がかかるかと、その時点でわかりますので、それをもって金額を補正予算等で対応したいと考えております。以上です。

○議長（船川京子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第81号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 以上で、本臨時会の議事日程は全部終了いたしました。これをもちまして、令和元年第2回利根町議会臨時議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時26分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 船 川 京 子

署 名 議 員 五十嵐 辰 雄

署 名 議 員 若 泉 昌 寿